

令和7年12月

萩市議会定例会議案

議 案 目 次

議案番号	件 名	
9 4	萩市手数料条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分について	1
9 5	令和 7 年度萩市一般会計補正予算（第 6 号）	3
9 6	令和 7 年度萩市国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）	11
9 7	令和 7 年度萩市国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第 3 号）	15
9 8	令和 7 年度萩市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）	19
9 9	令和 7 年度萩市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	23
1 0 0	令和 7 年度萩市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	27
1 0 1	萩市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	35
1 0 2	萩市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例	47
1 0 3	萩市手数料条例の一部を改正する条例	61
1 0 4	萩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例	63
1 0 5	萩市廃棄物の処理及び減量並びに地域美化に関する条例の一部を改正する条例	65
1 0 6	萩市川上池ヶ原交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例	67
1 0 7	萩阿武川温泉ふれあい会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	69
1 0 8	萩アクティビティパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	71
1 0 9	萩市火災予防条例の一部を改正する条例	73
1 1 0	損害賠償の額を定めることについて	75
1 1 1	字の区域の変更について	77

議案第 9 4 号

萩市手数料条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、萩市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、市議会の承認を求める。

令和 7 年 1 2 月 3 日提出

萩市長 田 中 文 夫

専決処分日 令和 7 年 1 0 月 1 7 日

萩市手数料条例の一部を改正する条例

萩市手数料条例（平成１７年萩市条例第６６号）の一部を次のように改正する。

別表第１中

「

固定資産に関する地籍図、課税台帳その他これらに類する公簿、公文書又は図面の写しの交付手数料	１枚につき ２００円	を
---	------------	---

」

「

固定資産に関する地籍図その他これらに類する公簿、公文書又は図面の写しの交付手数料	１枚につき ２００円	に
固定資産名寄帳兼課税台帳の写しの交付手数料	５枚までを２００円とし、１枚を増すごとに４０円を加算する。	

」

改める。

附 則

この条例は、令和７年１０月２０日から施行する。

議案第 95 号

令和 7 年度 萩市 一般会計補正予算（第 6 号）

令和 7 年度萩市の一般会計の補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 470,311 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 31,980,775 千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の補正は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の補正は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 7 年 12 月 3 日提出

萩市長 田 中 文 夫

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位：千円)

歳 入	款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
14. 分担金及び負担金			367,377	144	367,521
		1. 分担金	4,085	144	4,229
16. 国庫支出金			3,404,143	252	3,404,395
		1. 国庫負担金	2,417,126	252	2,417,378
17. 県支出金			2,694,944	44,972	2,739,916
		2. 県補助金	1,364,361	44,972	1,409,333
20. 繰入金			2,971,913	△116,939	2,854,974
		1. 基金繰入金	2,971,913	△116,939	2,854,974
21. 繰越金			1	515,927	515,928
		1. 繰越金	1	515,927	515,928
22. 諸収入			700,719	155	700,874
		4. 雑入	342,719	155	342,874
23. 市債			2,003,800	25,800	2,029,600
		1. 市債	2,003,800	25,800	2,029,600
歳 入	合 計		31,510,464	470,311	31,980,775

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2. 総務費		3,726,598	259,881	3,986,479
	1. 総務管理費	3,112,227	258,435	3,370,662
3. 民生費	2. 徴税費	264,110	1,446	265,556
		9,670,518	78,075	9,748,593
	1. 社会福祉費	1,048,730	914	1,049,644
	2. 障害者福祉費	2,169,135	28,077	2,197,212
	3. 老人福祉費	2,906,404	616	2,907,020
4. 衛生費	4. 児童福祉費	2,766,907	22,085	2,788,992
	5. 生活保護費	777,502	26,383	803,885
		3,486,862	26,895	3,513,757
	1. 保健衛生費	2,657,246	4,537	2,661,783
	2. 清掃費	829,616	22,358	851,974
6. 農林水産業費		2,216,512	2,688	2,219,200
	1. 農業費	1,231,708	2,688	1,234,396
7. 商工費		2,130,758	36,747	2,167,505
	1. 商工費	1,520,285	36,747	1,557,032
8. 土木費		2,202,264	1,876	2,204,140
	5. 都市計画費	764,908	1,876	766,784
9. 消防費		1,748,821	10,175	1,758,996
	1. 消防費	1,748,821	10,175	1,758,996
10. 教育費		2,987,841	4,115	2,991,956
	4. 社会教育費	1,252,999	155	1,253,154
	5. 保健体育費	174,360	3,960	178,320
11. 災害復旧費		7,000	49,859	56,859

歲 出	1. 農林水產施設災害復旧費			2, 0 0 0	4 9, 8 5 9	5 1, 8 5 9
	合 計			3 1, 5 1 0, 4 6 4	4 7 0, 3 1 1	3 1, 9 8 0, 7 7 5

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款		項	事業			名	金額
4. 衛生費	2. 清掃費	掃	減	進	事業		21,923
7. 商工費	1. 商工費	工	減	イ	整備事業		37,505
9. 消防費	1. 消防費	防	減	対策	事業		10,175
11. 災害復旧費	1. 農林水産施設災害復旧費	農	減	災害復旧	事業		49,859
		合	計				119,462

第 3 表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度	上段 補正後 下段 補正前	
			額	千円
自家用電気工作物保安管理業務委託事業	令和8年度から 令和10年度まで 令和8年度から 令和10年度まで	15,810 15,357		
第3庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託事業	令和8年度 —	173 —		
第3庁舎機械警備業務委託事業	令和8年度から 令和12年度まで —	2,426 —		
士林区友好都市交流10周年記念事業	令和8年度 —	3,146 —		
萩市議会議員選挙執行事務事業	令和8年度 令和8年度	19,595 17,529		
萩市保健センター清掃業務委託事業	令和8年度から 令和10年度まで —	5,797 —		
農業経営基盤強化資金利子補給金	令和8年度から 令和31年度まで 令和8年度から 令和31年度まで	1,800 552		
小学校機械警備業務委託事業	令和8年度から 令和12年度まで —	3,958 —		
合 計		395,669 376,402		

第 4 表 地 方 債 補 正

起 債 対 策 の 目 的	上段 補正後 下段 補正前 (単位：千円)	
	限 度	額
防 災 施 設 災 害 復 旧 事 業 費	10,100	-
農 業 施 設 災 害 復 旧 事 業 費	15,700	-
合 計	2,029,600	2,003,800

議案第 96 号

令和 7 年度 萩市 国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度萩市の国民健康保険事業（事業勘定）特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 1 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6, 1 5 7, 3 0 9 千円とする。
- 2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 2 月 3 日提出

萩市長 田 中 文 夫

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入 (単位：千円)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
6. 繰越金		1	312	313
	1. 繰越金	1	312	313
歳 入	合 計	6,156,997	312	6,157,309

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
6. 諸支出金		122,887	312	123,199
	1. 償還金及び還付加算金	34,101	312	34,413
歳 出	合 計	6,156,997	312	6,157,309

議案第 97 号

令和 7 年度 萩市 国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度萩市の国民健康保険事業（直診勘定）特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 3 1 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 2 0, 5 4 4 千円とする。
- 2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 2 月 3 日提出

萩市長 田 中 文 夫

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入 (単位：千円)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
5. 繰入金		314,648	1,319	315,967
	1. 一般会計繰入金	225,862	1,319	227,181
歳 入	合 計	719,225	1,319	720,544

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1. 総務費		437,544	1,319	438,863
	1. 施設管理費	433,949	1,319	435,268
歳 出	合 計	719,225	1,319	720,544

議案第 98 号

令和 7 年度 萩市 後期 高齢者 医療 事業 特別 会計 補正 予算 (第 2 号)

令和 7 年度萩市の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 21, 454 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 164, 418 千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 12 月 3 日 提出

萩市長 田 中 文 夫

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入 (単位：千円)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
4. 繰越金		1	21,454	21,455
	1. 繰越金	1	21,454	21,455
歳 入	合 計	1,142,964	21,454	1,164,418

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		1, 117, 360	21, 454	1, 138, 814
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	1, 117, 360	21, 454	1, 138, 814
歳 出	合 計	1, 142, 964	21, 454	1, 164, 418

議案第 99 号

令和 7 年度 萩市 介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度萩市の介護保険事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 2 3 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6, 4 2 0, 2 8 2 千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 2 月 3 日提出

萩市長 田 中 文 夫

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入 (単位：千円)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
3. 国庫支出金		1, 466, 952	616	1, 467, 568
	2. 国庫補助金	515, 195	616	515, 811
7. 繰入金		1, 299, 726	616	1, 300, 342
	1. 一般会計繰入金	1, 189, 700	616	1, 190, 316
歳 入	合 計	6, 419, 050	1, 232	6, 420, 282

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1. 総務費		150,610	1,232	151,842
	1. 総務管理費	96,737	1,232	97,969
歳 出	合 計	6,419,050	1,232	6,420,282

議案第 100 号

令和 7 年度萩市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度萩市下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第 2 条 令和 7 年度萩市下水道事業会計予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する（補正後の資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4 1 8, 2 8 9 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1, 0 0 0 千円、過年度分損益勘定留保資金 2 5 1, 0 9 7 千円及び当年度分損益勘定留保資金 1 6 6, 1 9 2 千円で補填するものとする。）。

収 入

（単位：千円）

科 目	既 決 額	補 正 額	計
第 1 款 資本的収入	1, 4 7 9, 0 0 0	2, 6 5 4	1, 4 8 1, 6 5 4
第 4 項 出資金	2 6 4, 0 7 7	2, 6 5 4	2 6 6, 7 3 1

支 出

（単位：千円）

科 目	既 決 額	補 正 額	計
第 1 款 資本的支出	1, 8 9 6, 0 0 0	3, 9 4 3	1, 8 9 9, 9 4 3
第 2 項 企業債償還金	7 9 9, 4 7 9	3, 9 4 3	8 0 3, 4 2 2

令和 7 年 1 2 月 3 日提出

萩市長 田 中 文 夫

令和7年度萩市下水道事業会計補正予算（第2号）実施計画

資本の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款 項	目	既 決 額	補 正 額	計	備 考		
					節	金 額	内 訳
(款) 1. 資本の収入		1,479,000	2,654	1,481,654			
(項) 4. 出資金		264,077	2,654	266,731			
	1. 他会計出資金	264,077	2,654	266,731			
					一般会計出資金	2,654	企業債償還元金出資金

支 出

(単位：千円)

款 項	目	既 決 額	補 正 額	計	備 考		
					節	金 額	内 訳
(款) 1. 資本の支出		1,896,000	3,943	1,899,943			
(項) 2. 企業債償還金		799,479	3,943	803,422			
	1. 企業債償還金	799,479	3,943	803,422			
					企業債償還金	3,943	元金償還金

令和7年度萩市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

千円

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益（△は純損失）	0
減価償却費	1,143,240
貸倒引当金の増減額（△は減少）	920
長期前受金戻入額	△ 625,369
受取利息及び受取配当金	△ 2
支払利息	120,103
未収金の増減額（△は増加）	132,883
未払金の増減額（△は減少）	25,748
固定資産除却費	77,125
退職給付引当金の増減（△は減少）	5,000
賞与引当金の増減（△は減少）	△ 100
法定福利費引当金の増減（△は減少）	7
小計	879,555
利息及び配当金の受取額	2
利息の支払額	△ 120,103
業務活動によるキャッシュ・フロー	759,454

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 1,296,586
国庫補助金等による収入	551,362
未収金の増減額（△は増加）	104,021
未払金の増減額（△は減少）	△ 435,846
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,077,049

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	893,900
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 803,422
他会計からの出資による収入	266,731
財務活動によるキャッシュ・フロー	357,209

資金増加額（又は減少額）	39,614
資金期首残高	936,309
資金期末残高	975,923

令和7年度萩市下水道事業予定損益計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

	千円	千円	千円
1 営業収益			
(1) 下水道使用料	501,117		
(2) 雨水処理負担金	85,994		
(3) その他営業収益	30,708	617,819	
2 営業費用			
(1) 管渠費	134,759		
(2) ポンプ場費	10,904		
(3) 処理場費	489,837		
(4) 総係費	142,439		
(5) 減価償却費	1,143,240		
(6) 資産減耗費	77,125		
(7) その他営業費用	1	1,998,305	
営業損失			1,380,486
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	2		
(2) 国庫支出金	6,955		
(3) 他会計補助金	923,197		
(4) 長期前受金戻入	625,369		
(5) 雑収益	768	1,556,291	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	120,103		
(2) 雑支出	50,702	170,805	1,385,486
経常利益			5,000
5 予備費			
(1) 予備費	5,000	5,000	△ 5,000
当年度純利益			0
前年度繰越利益剰余金			0
当年度未処分利益剰余金			0

令和7年度萩市下水道事業予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

資 産 の 部

千円 千円 千円 千円

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		1,197,499		
ロ 建 物	3,083,066			
減価償却累計額	△ 1,795,987	1,287,079		
ハ 構 築 物	46,665,753			
減価償却累計額	△ 21,946,061	24,719,692		
ニ 機 械 及 び 装 置	13,680,798			
減価償却累計額	△ 9,835,664	3,845,134		
ホ 車 両 及 び 運 搬 具	10,820			
減価償却累計額	△ 6,881	3,939		
ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	14,692			
減価償却累計額	△ 8,005	6,687		
有形固定資産合計			31,060,030	
固定資産合計				31,060,030

2 流動資産

(1) 現 金 預 金			975,923	
(2) 未 収 金		91,250		
貸倒引当金		△ 4,681	86,569	
流動資産合計				1,062,492
資産合計				32,122,522

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 企 業 債				
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		8,233,935		
企業債合計			8,233,935	
(2) 引 当 金				
イ 退職給付引当金		33,854		
引当金合計			33,854	
固定負債合計				8,267,789

4 流動負債

(1) 企 業 債				
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		744,420		
企業債合計			744,420	
(2) 未 払 金			167,231	

	千円	千円	千円	千円
(3) 前受金			22	
(4) 預り金			39,543	
(5) 引当金				
イ 賞与引当金		6,845		
ロ 法定福利費引当金		1,339		
引当金合計			8,184	
流動負債合計				959,400
5 繰延収益				
長期前受金		34,886,051		
長期前受金 収益化累計額		△ 18,659,665		
繰延収益合計				16,226,386
負債合計				25,453,575
資 本 の 部				
6 資本金				5,939,398
7 剰余金				
(1) 資 本 剰 余 金				
イ その他資本剰余金		729,549		
資本剰余金合計			729,549	
剰 余 金 合 計				729,549
資 本 合 計				6,668,947
負 債 資 本 合 計				32,122,522

会計に関する書類における注記

I 重要な会計方針

1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 減価償却の方法 定額法（ただし、取替資産については取替法）

(2) 無形固定資産 減価償却の方法 定額法

3 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。なお、「下水道事業への地方公営企業法適用に伴う覚書」に基づき、一般会計が負担する部分を除く額を計上している。

(2) 賞与引当金・法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における翌年度の支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4箇月分）を計上している。

(3) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

4 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

II 予定キャッシュ・フロー計算書等関連

重要な非資金取引 なし

III 予定貸借対照表等関連

1 企業債の償還に係る他会計の負担

令和7年度予定貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものを含む。）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は1,974,051千円である。

IV リース契約により使用する固定資産

1 リース会計に係る特例措置

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

議案第 101 号

萩市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

令和 7 年 12 月 3 日提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 19 条）

第 2 章 乳児等通園支援事業

第 1 節 通則（第 20 条）

第 2 節 一般型乳児等通園支援事業（第 21 条—第 24 条）

第 3 節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第 25 条・第 26 条）

第 3 章 雑則（第 27 条—第 29 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第 2 条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が、乳児等通園支援（法第 6 条の 3 第 23 項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者に対する援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第3条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、こ

れに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月 1 回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第 7 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を行う場合の所在の確認）

第 8 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより 1 つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止す

る装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の一般的条件）

第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等）

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に、自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の防止）

第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。))第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業所を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。))がその施設又は事業所に係る利用定員(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は同法第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。以下同じ。)の総数に満たない場合であって、当該利

用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
 - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階 以上 の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を

	有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
--	--

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア）スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ）調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員)

第 2 2 条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳未満の幼児おおむね 6 人につき 1 人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき 2 人を下ることはできない。

3 第 1 項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を 1 人としてすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が 3 人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(設備及び職員の基準の特例)

第 2 2 条の 2 子ども・子育て支援法第 3 0 条第 1 項第 4 号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、第 2 1 条及び前条の規定は適用しない。

(乳児等通園支援の内容)

第 2 3 条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 2 3 年厚生省令第 6 3 号）第 3 5 条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第 2 4 条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第 3 節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第 2 5 条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第 3 条第 2 項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第 2 6 条 第 2 3 条及び第 2 4 条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

第 3 章 雑則

(暴力団の排除)

第 27 条 乳児等通園支援事業者等は、萩市暴力団排除条例（平成 23 年萩市条例第 21 号。次項において「暴排条例」という。）第 3 条に規定する基本理念にのっとり、乳児等通園支援事業等から暴力団を排除するための必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者等及びその職員は、暴排条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員であってはならない。

（電磁的記録）

第 28 条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（委任）

第 29 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 102 号

萩市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

令和 7 年 1 2 月 3 日提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第 1 節 利用定員に関する基準（第 3 条）

第 2 節 運営に関する基準（第 4 条―第 3 2 条）

第 3 章 雑則（第 3 3 条―第 3 5 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 5 4 条の 3 において準用する同法第 4 6 条第 3 項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第 3 0 条の 2 0 第 1 項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第 2 条 特定乳児等通園支援事業者（法第 5 4 条の 3 に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第 3 0 条の 1 4 に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努

めなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

（利用定員）

- 第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

- 第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子ども

の養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利

用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受け

ることができる。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

- 第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通

園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第 19 条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第 22 条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
 - (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
 - (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
 - (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
 - (5) 第 12 条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
 - (6) 第 3 条第 1 項の規定により定める 1 時間当たりの利用定員
 - (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
- (勤務体制の確保等)

第 20 条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第 21 条 特定乳児等通園支援事業者は、第 3 条第 1 項の規定により定める 1 時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲 示 等)

第 2 2 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第 1 2 条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳 児 等 支 援 給 付 認 定 子 ども を 平 等 に 取 り 扱 う 原 則)

第 2 3 条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第 1 2 条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐 待 等 の 禁 止)

第 2 4 条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘 密 保 持 等)

第 2 5 条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情 報 の 提 供 等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳

児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(3) 第18条の規定による市への通知に係る記録

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

（暴力団の排除）

第34条 特定乳児等通園支援事業者は、萩市暴力団排除条例（平成23年萩市条例第21号。次項において「暴排条例」という。）第3条に規定する基本理念にのっとり、特定乳児等通園支援事業者から暴力団を排除するための必要な

措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、暴排条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員であってはならない。

(委任)

第35条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 103 号

萩市手数料条例の一部を改正する条例

令和 7 年 1 2 月 3 日提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市手数料条例の一部を改正する条例

萩市手数料条例（平成 17 年萩市条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 建築物等の許可に関する事務の部要除却認定マンション特例許可申請手数料の款中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第 105 条」を「第 163 条の 59」に改め、「容積率」の次に「又は各部分の高さ」を加え、同表マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号。以下この部において「法」という。）の計画の認定の部中「第 5 条の 3」を「第 5 条の 13」に、「第 5 条の 6」を「第 5 条の 16」に、「第 1 条の 2」を「第 1 条の 8」に、「第 5 条の 7」を「第 5 条の 17」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 建築物等の許可に関する事務の部要除却認定マンション特例許可申請手数料の款の改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 104 号

萩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

令和 7 年 1 2 月 3 日提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

萩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年萩市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 2 項を次のように改める。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条又は第 13 条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳幼児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 105 号

萩市廃棄物の処理及び減量並びに地域美化に関する条例の一部を改正する条例
令和 7 年 1 2 月 3 日提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市廃棄物の処理及び減量並びに地域美化に関する条例の一部を改正する
条例

第 1 条 萩市廃棄物の処理及び減量並びに地域美化に関する条例（平成 17 年萩
市条例第 146 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 市又は市の委託を受けた者が収集及び運搬する場合の部を次のように
改める。

市又は市の 委託を受け た者が収集 及び運搬す る場合	燃やせるごみ	家庭廃棄物	市長が定めるごみ袋（第 7 条第 3 項 に規定するごみ袋をいう。以下同 じ。）大及びごみ収集券 1 枚につき 30 円
			市長が定めるごみ袋小 1 枚につき 20 円
		事業系一般廃棄物	市長が定めるごみ袋 1 枚につき 100 円
	プラスチック製容器包装		市長が定めるごみ袋 1 枚につき 30 円
	燃やせないごみ		市長が定めるごみ袋及びごみ収集券 1 枚につき 30 円
	大型ごみ		1 個につき 520 円
			同時に 2 個以上収集及び運搬する ときは、2 個目からは 1 個につき 310 円を加算する。

第2条 萩市廃棄物の処理及び減量並びに地域美化に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1市又は市の委託を受けた者が収集及び運搬する場合の部燃やせるごみの款家庭廃棄物の項を次のように改める。

家庭廃棄物	市長が定めるごみ袋（第7条第3項に規定するごみ袋をいう。以下同じ。）大及びごみ収集券1枚につき 30円
	市長が定めるごみ袋小1枚につき 20円
	市長が定めるごみ袋特小1枚につき 10円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、市からの配布又は購入により保有され、施行日以後に使用される市の指定したごみ袋又はごみ収集券については、改正後の萩市廃棄物の処理及び減量並びに地域美化に関する条例の規定による手数料を納付して使用されるものとみなす。

議案第 106 号

萩市川上池ヶ原交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

令和 7 年 12 月 3 日提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市川上池ヶ原交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

萩市川上池ヶ原交流促進施設の設置及び管理に関する条例（平成 17 年萩市条例第 208 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 10 条関係）

池ヶ原交流促進施設利用料金（料金対象は小学生以上）

施設	利用時間	宿泊人員	料金	
バンガロー (定員 5 人)	午後 3 時～ 翌日午前 10 時	5 人	1 棟 1 泊当たり	16,720 円
		4 人	1 棟 1 泊当たり	14,080 円
		3 人以下	1 棟 1 泊当たり	11,990 円
		日帰り	1 日	5,940 円
		追加料金（1 人当たり）		2,750 円

備考

- 1 日帰り利用時間については、午前 11 時から午後 5 時までとする。
- 2 連続して宿泊するときは、2 泊目以降の利用料金を 2,000 円割引くものとする。
- 3 時間を超えて利用するときは、1 時間当たりの利用料金は、1,100 円とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から施行日にかけてこの条例に規定する宿泊施設に宿泊する者の当該宿泊に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 107 号

萩阿武川温泉ふれあい会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
令和 7 年 1 2 月 3 日提出

萩市長 田 中 文 夫

萩阿武川温泉ふれあい会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

萩阿武川温泉ふれあい会館の設置及び管理に関する条例（平成 1 7 年萩市条例
第 2 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条を次のように改める。

（利用料金）

第 1 1 条 ふれあい会館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別
表第 1 から別表第 3 までに掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ
市長の承認を得て定めるものとする。

2 利用者は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。

3 市長は、指定管理者に利用料金を指定管理者の収入として収受させるものと
する。

別表を次のように改める。

別表第 1（第 1 1 条関係）

浴室利用料金

区分		利用料金		備考
大人（中学生以上）		1 回	7 0 0 円	サウナ料金を含む
小人	小学生	1 回	3 0 0 円	
	小学生未満	1 回	1 0 0 円	
入浴回数券 （1 2 枚綴り）	大人	7， 0 0 0 円		
	小人	3， 0 0 0 円		
温泉パスポート （発行日から 1 月間有効）		9， 0 0 0 円		

別表第 1 の次に次の 2 表を加える。

別表第 2（第 1 1 条関係）

研修室利用料金

区分		3 時間まで	超 1 時間ごと	備考
独 占 団 体	1 / 8（5 畳程度）	3 3 0 円	1 1 0 円	予約制
	2 / 8（1 0 畳程度）	5 5 0 円		
	4 / 8（2 1 畳程度）	1, 1 0 0 円	3 3 0 円	
	全室（2 部屋）	3, 3 0 0 円	5 5 0 円	

別表第 3（第 1 1 条関係）

コインスタンド利用料金

区分	数量	利用料金	備考
コインスタンド	1 0 0 0	1 0 0 円	

附 則

この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

議案第 108 号

萩アクティビティパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

令和 7 年 1 2 月 3 日提出

萩市長 田 中 文 夫

萩アクティビティパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

萩アクティビティパークの設置及び管理に関する条例（平成 17 年萩市条例第 219 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条に次の 2 項を加える。

2 ナチュラサーキット又は龍門サーキットを、催事等のため専用しようとする者は、専用しようとする日の 1 月前までに指定管理者の許可を受けなければならない。

3 指定管理者は、前項の許可をするに当たり必要に応じて条件又は制限を付することができる。

別表を次のように改める。

別表（第 10 条関係）

1 萩アクティビティパーク・あさひオートキャンプ場

入場料（入場時のみ）

一般（大人）	1, 100 円
小・中学生	550 円

各サイト利用料

施設の区分		1 泊	一時使用 （デイキャンプ）
芝サイト	1 サイト	3, 520 円	2, 200 円
ケビン	1 棟	7, 700 円	3, 520 円
トレーラーハウス	1 台	11, 000 円～13, 200 円	6, 600 円

2 萩アクティビティパーク・ナチュラサーキット

スポーツ走行料（持込みカート・バイクのみ）

午前	2, 860 円
午後	4, 730 円

全日	5, 8 3 0 円
サブドライバー（2人まで登録可）	（1人につき）1, 1 0 0 円

レンタルカート走行料

1人乗りカート	10分間	2, 8 6 0 円
2人乗りカート	1周	4 4 0 円

レンタル倉庫利用料

1室	1月	30, 8 0 0 円
1人乗りカート	1月	3, 5 2 0 円

カートコース専用料

	平日	土日祝日
1日（9：00～17：00）	88, 0 0 0 円	220, 0 0 0 円
1時間	11, 0 0 0 円	33, 0 0 0 円

3 萩アクティビティパーク・龍門サーキット

ラジコンコース利用料

1人（全日）	1, 1 0 0 円
--------	------------

ラジコンコース専用料

1日	44, 0 0 0 円
----	-------------

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和8年7月1日から施行する。

（経過措置）

- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から施行日にかけてこの条例に規定する宿泊施設に宿泊する者の当該宿泊に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 109 号

萩市火災予防条例の一部を改正する条例

令和 7 年 1 2 月 3 日提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市火災予防条例の一部を改正する条例

萩市火災予防条例（平成 17 年萩市条例第 255 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第 39 条の 2—第 39 条の 7）」を「第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び第 3 章の 3 林野火災の予防（第 39 条維持に関する基準等（第 39 条の 2—第 39 条の 7）の 8・第 39 条の 9）」に改める。

第 39 条中「火災に関する警報」の次に「（法第 22 条第 3 項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、同条第 7 号を削る。

第 3 章の 2 の次に次の 1 章を加える。

第 3 章の 3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第 39 条の 8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認める場合は、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられた場合は、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第 39 条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第 39 条の 9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発し

た場合は、林野火災の発生の危険性を勘案して、第３９条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第６２条の３第１項第３号中「第６５条」を「第６５条第１項」に改める。

第６５条第１号中「行為」の次に「（たき火を含む。）」を加え、同条に次の１項を加える。

- ２ 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和８年１月１日から施行する。

（萩市火入れに関する条例の一部改正）

- ２ 萩市火入れに関する条例（平成１７年萩市条例第１９１号）の一部を次のように改正する。

第１４条を次のように改める。

（火入れの中止）

第１４条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、乾燥注意報、萩市火災予防条例（平成１７年萩市条例第２５５号）第３９条の８第１項に規定する注意報（次項において「林野火災注意報」という。）、火災警報又は同条例第３９条の９に規定する警報（次項において「林野火災警報」という。）が発せられた場合は、火入れを行ってはならない。

- ２ 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合、又は強風注意報、乾燥注意報、林野火災注意報、火災警報若しくは林野火災警報が発せられた場合は、速やかに消火しなければならない。

議案第 1 1 0 号

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定により、市議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 3 日提出

萩市長 田 中 文 夫

1 損 害 賠 償 の 額 金 1 5 4 , 7 2 6 円

2 損害賠償の相手方



議案第 1 1 1 号

字の区域の変更について

本市の区域内の字の区域を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 3 日提出

萩市長 田 中 文 夫

処 分 後		処 分 前			
大字名	字 名	大字名	字 名	地 番	地 目
下田万	公領仙	下田万	江ノ内	2 8 2 7 番 1	畑
〃	〃	〃	〃	2 8 2 7 番 2	〃
〃	〃	〃	〃	2 8 2 7 番 3	〃
〃	〃	〃	〃	2 8 2 7 番 4	〃
〃	〃	〃	〃	2 8 2 8 番	〃
〃	〃	〃	〃	2 8 2 9 番	〃
〃	〃	〃	〃	2 8 3 0 番	〃
〃	〃	〃	〃	2 8 3 1 番	〃
〃	〃	〃	〃	2 8 3 2 番 1	〃
〃	〃	〃	〃	2 8 3 2 番 2	〃
〃	〃	〃	〃	2 8 3 3 番	〃
〃	〃	〃	〃	2 8 3 4 番 1	〃
〃	〃	〃	〃	2 8 3 4 番 2	〃
〃	〃	〃	〃	2 8 3 5 番 1	〃
〃	〃	〃	〃	2 8 3 6 番 1	〃
〃	〃	〃	〃	2 8 3 6 番 2	〃
〃	〃	〃	〃	2 8 3 7 番 1	田
〃	〃	〃	〃	2 8 3 8 番 1	〃
〃	〃	〃	〃	2 8 4 0 番 1	〃
〃	池田	〃	公領仙	2 8 6 6 番の一部	〃
〃	〃	〃	〃	2 8 6 7 番の一部	〃
〃	〃	〃	〃	2 8 6 8 番の一部	〃
〃	〃	〃	〃	2 8 6 9 番の一部	〃

〃	〃	〃	〃	2 8 7 0 番の一部	〃
〃	〃	〃	〃	2 8 7 1 番 1 の一部	〃
〃	〃	〃	三反田	2 8 9 8 番 1	〃
〃	上城見原	〃	下城見原	2 9 1 6 番の一部	〃
〃	〃	〃	〃	2 9 1 7 番の一部	〃
〃	〃	〃	〃	2 9 1 8 番の一部	〃
〃	〃	〃	〃	2 9 1 9 番の一部	〃
〃	〃	〃	〃	2 9 2 0 番の一部	〃
〃	〃	〃	〃	2 9 2 1 番の一部	〃
〃	〃	〃	〃	2 9 2 2 番の一部	〃
〃	〃	〃	〃	2 9 2 3 番 1	〃
〃	〃	〃	〃	2 9 2 3 番 2	〃
〃	〃	〃	〃	2 9 2 4 番 1	〃
〃	〃	〃	尻ノ寄	2 9 3 5 番 1	〃
〃	〃	〃	鳥喰	2 9 6 9 番 1	〃
〃	〃	〃	〃	2 9 6 9 番 2	〃
〃	〃	〃	〃	2 9 7 0 番 1	〃
〃	〃	〃	〃	2 9 7 1 番 1 の一部	〃
〃	西広田	〃	〃	3 1 2 8 番 1 の一部	〃
〃	〃	〃	〃	3 1 2 8 番 3 の一部	〃
〃	〃	〃	〃	3 1 2 9 番 1 の一部	〃
〃	鳥喰	〃	西広田	3 1 3 3 番 1 の一部	〃
〃	〃	〃	〃	3 1 3 3 番 2 の一部	〃
〃	〃	〃	〃	3 1 3 5 番の一部	〃
〃	上城見原	〃	〃	3 1 3 5 番の一部	〃
〃	〃	〃	〃	3 1 3 7 番	〃
〃	〃	〃	〃	3 1 3 8 番 1	〃
〃	〃	〃	〃	3 1 3 8 番 2	〃
〃	〃	〃	〃	3 1 3 9 番 1	〃
〃	〃	〃	〃	3 1 3 9 番 2	〃
処分前の土地に接する市有地である道路及び水路を併せて変更する。					